

地主・経営者のための
情報マガジン

12
December

Agri Times

あぐりタイムズ / 2017 vol.149

払いすぎた税金を清算する大切な手続

今年も始まる! 年末調整



営業職に
大いに役立つ!

100切り!
ゴルフ予備校

あなたの想う自治体を応援する
ふるさと納税

CM
絶賛
放送中!

ラ・ラ・ラ
ランドマ〜ク♪

テレビCM

めざましどようび
THE NEWS α
「時事放談」枠

ラジオCM

FMEコハマ



払いすぎた税金を清算する大切な手続

今年も始まる! 年末調整



今回は杉山がお伝えします!

1 正当な税額に一致させる手続

年末調整とは、本年中に支払ってきた給与について源泉徴収した税額の合計額を、給与の支払いを受ける各人ごとに正当な年税額に一致させるための手続です。給料や賃金、賞与などの給与所得については、給与の支払者が、その支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によってその年分の所得税額の一部ずつをあらかじめ徴収して納税する仕組みになっています。この源泉徴収してきた税額はあくまでも概算にすぎないものであり、本来の正当な年税額とは一致しないのが普通です。この概算額には給与の変動や、扶養親族などの異動、各種の「所得控除」、「税額控除」が反映されていないためです。このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額と精算する手続を行うこととなります。



※平成28年分から給与所得控除額の上限額が段階的に引き下げられました。平成28年は給与等の収入金額(給与所得の源泉徴収票の支払金額)が、1,200万円超で給与所得控除額の上限が230万円に下がり、平成29年は1,000万円超で、上限が220万円に下がりました。

2 年末調整の対象となる人

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している勤務先(主たる給与の支払者)において、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行います。2か所以上から給与を受けている方は、従たる給与の支払先(いわゆる乙欄適用)では年末調整を行わず、基本的に確定申告が必要となります。

3 年末調整で控除できるもの

年末調整の際に、給与所得の金額から控除できる控除項目は11種類、税額から控除できる控除項目は1種類あります。

所得金額から控除するもの		所得税額から控除するもの
① 社会保険料控除	⑦ 勤労学生控除	※(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除
② 小規模企業共済等掛金控除	⑧ 配偶者控除	
③ 生命保険料控除	⑨ 配偶者特別控除	
④ 地震保険料控除	⑩ 扶養控除	
⑤ 障害者控除	⑪ 基礎控除	
⑥ 寡婦(寡夫)控除		

※住宅借入金等特別控除は、初年度分については年末調整では行えず、確定申告が必要となります。

なお、医療費控除・寄附金控除・雑損控除・各種税額控除(上記以外)は、確定申告書を提出することによってその控除を受けることができます。以下、年末調整でできる控除の主なものを簡単に解説していきます。

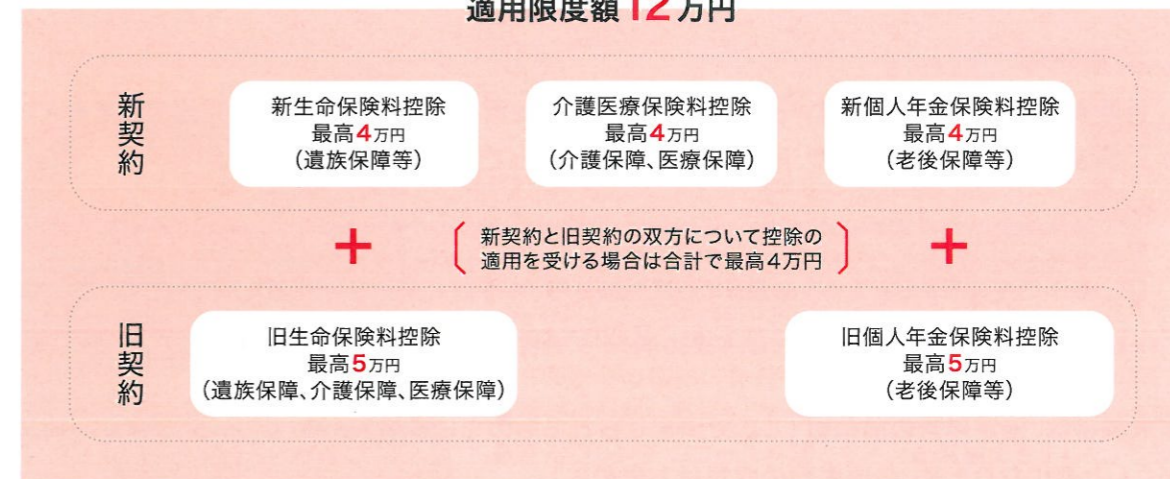
1. 小規模企業共済等掛金控除

納税者本人が自分の小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その本年中に支払った金額を所得金額から差引くことができます。対象となる掛金は、小規模企業共済法に規定する共済契約(加入資格は、常時使用する従業員が20人以下の個人事業主または同規模の会社の役員などが対象となります)に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金および心身障害者扶養共済制度の掛金です。また、前納期間が1年以内の掛金であれば全額がこの所得控除の対象となります。

2. 生命保険料控除

生命保険料控除の対象となる生命保険契約等及び個人年金保険契約等についての保険料や掛金は、一定の条件を満たしたものであれば、次によって計算した金額が控除されます。なお、平成22年度改正により、平成24年1月1日以後に締結したものと平成23年12月31日以前に締結したものとでは、以下のように取り扱いが異なるのでご注意ください。

適用限度額 12万円



<新契約(平成24年1月1日以後に締結)に基づく場合の控除額>

支払った保険料等の金額	生命保険料控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円~40,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/2 + 10,000円
40,001円~80,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/4 + 20,000円
80,001円~	一律に40,000円

<旧契約(平成23年12月31日以前に締結)に基づく場合の控除額>

支払った保険料等の金額	生命保険料控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円~50,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/2 + 12,500円
50,001円~100,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/4 + 25,000円
100,001円~	一律に50,000円

3. 地震保険料控除

本年中に給与の支払いを受けている人自身やその家族が所有しているもので、日常の居住用として使われている家屋や、家財を目的とする地震保険(共済)や火災保険(共済)に係わる保険料(掛金)を支払っている場合、次の金額を控除できます。

	支払った地震保険料等の区分	保険料等の金額	控除額	
①	地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	50,000円以下	支払った保険料の全額	
		50,001円~	一律に50,000円	
②	地震保険料等に係る契約のすべてが旧長期損害保険契約等である場合	その年中に支払った旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	支払った保険料の全額
			10,001円~20,000円	支払った保険料の金額の合計額 × 1/2 + 5,000円
			20,001円~	一律に15,000円
③	①と②がある場合	①と②で求めた控除額の合計額	50,000円以下	その合計額の全額
			50,001円~	一律に50,000円

4. 扶養控除

控除対象となる扶養親族は、その年の12月31日の現況で、次の要件のすべてに当てはまる人です。控除額は、年齢、障害の程度、同居しているか、によって異なります。

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族) ●年齢が16歳以上である
- 納税者と生計を一にしている ●その年間の合計所得金額が38万円以下
- 事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない

※配偶者控除・配偶者特別控除については、平成30年分から、納税者の適用要件、控除額について、改正があります。(詳細は、あぐりタイムズ2017年4月号掲載)

年末調整は、確定申告の前哨戦!ここで済ませられるものをしっかり処理しておけば、年明けの集計がぐんと楽になります。必要書類の収集はお早めに!



ランドマーク便り
メディア掲載情報

新聞
書籍

8月24日(木)日本経済新聞の首都圏・神奈川・千葉版朝刊35面にランドマーク税理士法人グループの今後5年以内における拠点拡充について掲載されています。

9月2日(土)日本経済新聞の朝刊20面M&Iにて「相続時精算課税」についてランドマーク税理士法人のコメントが掲載されています。

首都圏郊外の拠点網 拡充
5年以内立川や市川に計画

相続対応の利用取り込む

ランドマーク税理士法人

首都圏郊外の拠点網を拡充し、5年以内立川や市川に計画する。相続対応の利用取り込む。

相続まで課税を先送り
累計で非課税枠2500万円

相続時精算課税の使い

相続時精算課税の使い

1. 贈与税を先送りする
2. 相続税を先送りする
3. 相続税を先送りする



サンクスカードお食事会に行ってきました!

新宿駅前事務所
森高 富美子

ランドマーク税理士法人では、社員同士のコミュニケーション向上のため「ありがとう」の気持ちを伝えるサンクスカードを導入しています。皆さんからの感謝の気持ちをたくさん頂いた上に受賞の賞品として、食事会にお誘い頂きましてありがとうございます。楽しい会話と一緒に豪華なフレンチのコース料理とワインを堪能できました。今後も皆さんからの温かいお言葉を胸に頑張りたいと思います。

あなたの思う 自治体を応援する ふるさと納税

今回は
国税OBの小倉が
お伝えします!



ふるさと納税はどんな制度ですか。寄附(ふるさと納税)した金額は全額、税金から控除されるのでしょうか。

ふるさと納税という名称ですが、正確には地方自治体(都道府県や市区町村)への寄附のことです。自分が納める所得税や住民税の一部を、自分が応援したい自治体に寄附という形で移す制度です。一定限度額まで、原則としてその全額が所得税と住民税から控除されます。

A

解説

地方公共団体への寄附金につき、ふるさと納税制度の申請手続きを行い、寄附金受領証明書(寄附をした自治体が発行する領収書)を添付して住所地等の所轄の税務署へ確定申告することにより、寄附金の内、2千円を超える部分について、所得税・住民税から原則としてその全額が税額控除される制度です。(ただし、その者の収入等により限度額がありますので、2千円を除く全額が控除される寄附額の目安としては総務省HP「寄附額一覧」等を参考にして下さい。)

1 確定申告によるふるさと納税

①所得税の減税額	(寄附金(総所得金額等の40%を限度)－2千円) ×その者のその年分の税率(A)
②住民税の基本控除	(寄附金(総所得金額等の30%を限度)－2千円)×10%
③住民税の特例控除 (その者の住民税所得割の2割が限度)	(寄附金－2千円)×(100%－10%－(A))

※②③は翌年度の住民税から税額控除。 ※限度額以内の場合①+②+③=(寄附金－2千円)となります。

〈例〉寄附金が3万円、その寄附をした人のその年の所得税率が20%の場合

①所得税の減税額	= (3万円－2千円)×20%=5,600円 (確定申告により減税)
②住民税の基本控除	= (3万円－2千円)×10%=2,800円 (翌年度の住民税から差し引かれます)
③住民税の特例控除	= (3万円－2千円)×(100%－10%－20%)=19,600円 (翌年度の住民税から差し引かれます)
合計	=28,000円

※上記の税額計算では、復興特別所得税は考慮していません。

2 ワンストップ特例制度によるふるさと納税

寄附を行った年の所得について確定申告不要の給与所得者等で、1年間のふるさと納税納付先自治体が5つまでの方はワンストップ特例制度が適用になります。利用者はふるさと納税をするたびに「ワンストップ特例申請書」と「マイナンバー提供に必要な本人確認書類」を寄附先の自治体(ふるさと納税先団体)に郵送(翌年1月10日必着)するだけで、翌年度分の住民税から「寄附金－2千円」の減額が受けられます。(限度額あり)

注: ①と異なり、②の控除は住民税からのみ控除されます。

注: ②の手続き後に確定申告書を提出した場合は、ワンストップ特例申請は無効になり、ワンストップ特例申請済の寄附金額についても、上記①の確定申告が必要になります。

3 経済的利益について

特産品を寄附者が受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当します。寄附先の各自治体からの返礼品を換算した金額の合計が50万円を超える場合や他に一時所得となる所得がある場合には注意が必要です。

〈算式〉

$$\text{一時所得の金額} = \text{その年中の一次所得に係る総収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額の合計額}^{\text{※1}} - 50\text{万円}^{\text{※2}}$$

※1 その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られます。寄附金額は含まれません。

※2 ①から②を控除した残額が50万円に満たない場合には、その残額となります。

〈例〉寄附金が3万円、その寄附をした人のその年の所得税率が20%の場合

一時所得の金額	=60万円－0万円－50万円=10万円
税額	=10万円÷2*×20%=1万円(が納付税額の増額となる)

※一時所得は総所得金額の計算上、2分の1で計算されます。 ※上記の税額計算では、復興特別所得税は考慮していません。

営業職
必見!

営業職に
大いに役立つ!

100切り! ゴルフ予備校

ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

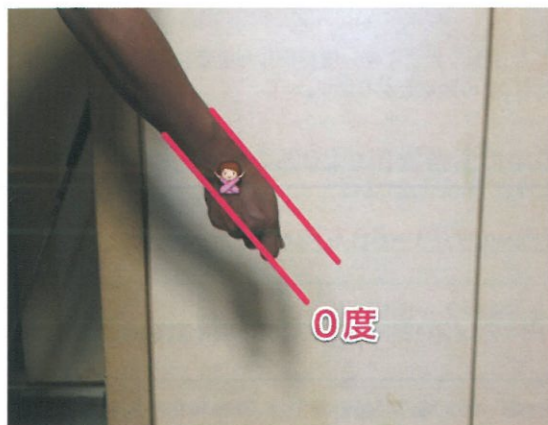
合理的な練習方法こそが、ダントツのスコアのコツです。

第62時限

セットアップの意識改革でダフリを減らす

ゴルフ初心者さんにとってはダフリショットの確率を少なくするのは至難の行為かもしれませんね。そこで今回はセットアップ時に気を付けるべきことについてです。

バックスイングからトップにおいてコックは手の甲側に曲げず、親指側に曲げるように手首を使用します。この親指側にコックを使うという動きを理解するのが、ゴルフ初級者にとって難しいかもしれません。セットアップ時に最初から手首の状態を親指側に少し曲げておくイメージを持たれると、動きやすくなります。腕に力を入れない状態の手首の角度を0度とした場合、0度から親指の方向に手首を動かすのはほんの少しの力で動きます。しかし、0度よりもマイナス方向すなわち親指方向と逆の向きに最初から手首が曲がっている状態から、手首を親指方向にコックするためには、かなりのエネルギーが必要になります。そのため、無意識のうちに手の甲側へとコックをしてしまいがちです。また必要以上の手首の可動範囲は、トップでの手首のゆるみによるオーバーイングも引き起こしやすくなります。よって、セットアップ時の手首のイメージは最初から少し親指方向に曲げておくイメージを持たれることにより、適切量の親指方向へのコックがしやすくなります。



そしてここにもう一つのイメージも足します。グリップするときには双方の手の親指を人差し指側に思いっきり近づけるようにします。



『第一関節第二関節と共、適度な緊張感です。』パツンパツンなのが重要なことではなく、パツンパツンになるような力を加えることにより、関節が固定されることが非常に重要なのです。ゆるゆるグリップとは関節を固定したまま、手の中でクラブが自由に動ける感じのグリップです。けっして関節ゆるゆるでクラブが動くことではありません。手首、指共に適度な緊張感が保ちやすくなります。そのまま背筋の伸ばした状態で、昔一世を風靡した『だっちゅ〜の』を、イメージしてくださいと指導します。両腕(肘回りの筋肉を意識して)、胸を挟むような感覚で、近づけてみてください。自然に両肘は地面を向くようになり両肘が、体の両端のラインの内側に入ります。また、背中が少し丸くなり、背筋を使いやすくなります。クラブをグリップすればゴルフレッスン書に書かれている、親指と人差し指の付け根が作るV字が右肩を向くようになります。この力の入れ具合により、スイング時にゆるゆるグリップで、手首の角度を保持しやすくなります。手首のゆるみによる、ダフリも減少させることができます。



スコアアップ!

あなたなら絶対出来ます!!!

セットアップでゴルフの難易度が変わります。
お読みいただきありがとうございます。



町田モダンゴルフ リアルレッスン

講師:大崎 聡(おおさき あきら)

ご相談お申込みは > 090-3105-7246

サイトではお役立ちレッスンをご紹介します。



ameblo.jp/hoshitakato/

100切りゴルフ予備校 検索